

1. 現在の算定式を構成する各要素を見直すことに関する議論

具体的な見直し内容に関する議論

- 被害者の収入と生計維持の状況等の被害の程度に応じて金額を定めるという現在の算定方式には一定の合理性があるが、係数、倍数及び給付基礎額について、犯罪被害者支援独自の考え方で見直し、引上げを図ってはどうか。
- 給付基礎額の算出に当たっては、事実上生活給となっている賞与を含めるべきではないか。
- 生計維持関係遺族の要件について、夫に年齢要件があることや、子が18歳で線引きされることが妥当なのか。
- 賞与については、賞与をもらっている方ともらっていない方がいるとの間での不公平感が生じないかという視点での議論も必要ではないか。
- 年金法制についても、男女差についての議論があることから、生計維持関係遺族の考え方については議論の余地があるのではないか。一方で、子の年齢についてどこで線を引くかは難しい問題であり、年金法制でも18歳が基準となっていることはどう考えるか。
- 保険料等により成り立つ制度と比べたときに、一般財源のまま、係数、倍数等を見直すことは可能なのか。

財源や制度趣旨を踏まえた他の制度の給付水準との関係に関する議論

- 制度の目的が異なるのであれば、算定式や給付水準が異なってもよいのではないか。
- 他の制度との比較を議論する際には、具体的にどの制度と、なぜ比較するのかを明確にする必要があるのではないか。
- 新たな財源を考えることで、今まで以上の給付水準を実現する可能性を考えるということもできるのではないか。
- 税金を財源に用いているものであることから、国の公的給付制度全体のバランスも考えなければならないのではないか。
- 犯罪被害者の方も利用可能な社会保障制度がある中で、それに上乗せするような給付としてどこまでの給付が適当なのか。犯罪被害の固有性だけで説明しきれているのか。
- 一般財源に基づく給付という枠組を変えないことと、どこまでの給付額の引上げができるのか。原因者等の関係者が原資を負担している給付・補償の制度の給付水準を、一般財源を原資とする給付制度が超えることができるのか。

1. 現在の算定式を構成する各要素を見直すことに関する議論

給付の拡大に伴う悪影響に関する議論

- 加害者は現に損害賠償責任を果たしていないのであり、給付が拡大しても問題ないのではないか。
- 制度濫用については、要件や認定により解決できるのではないか。
- あまりに高い給付水準は、犯罪被害者等の社会復帰を妨げることにならないか。
- 例えば反社会的集団による悪用など、給付の拡大により、制度の濫用など予期せぬ影響を生じることがないように、慎重な検討が必要ではないか。
- 加害者が損害賠償を支払わなくてもよいと感じることは不適切であり、加害者に損害賠償責任を履行させるための議論も併せて必要ではないか。

2. 民事上の損害額を算定の基礎に置くことに関する議論

制度趣旨や法的根拠に関する議論

- 犯罪被害者やその遺族に生じている「被害の回復」をすることを目的として考えるべきではないか。
その上で、回復すべき被害として、民事訴訟における損害を基本に考えるべきではないか。
- 犯罪被害者等基本法に基づき、「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう」にする責任が国にあるのであり、それはすなわち、民事訴訟における損害賠償額を填補する義務を国が負っているということではないか。他の債権との違いも、犯罪被害者等基本法から説明できるのではないか。
- 重大な加害行為であればあるほど、刑務所への収容期間が長くなり、民事上の損害賠償責任を果たす機会を国が奪っているという見方もできるのではないか。立替払という建付けにして、国が加害者に民事上の損害賠償責任を追及し続けることはできないのか。
- 一つの制度だけで考えるのではなく、社会保障・社会福祉を含めた様々な仕組みや、国、地方公共団体、民間団体等による途切れない支援など、被害者支援施策全体として犯罪被害者等の被害回復が図られているかを見る必要があるのではないか。
- 民事上の損害と、生活の困窮などの支援の必要性とが一致していない場合もあるのではないか。どの程度経済的支援を必要としているかということ度を度外視して、多額にわたる損害の全てを填補するとなると、国民の理解が得られないのではないか。
- 国の責任の下で損害が補償される制度であるときに、損害の全てが補償される方と一部しか補償されない方がいることとなるのは説明できるのか。
- 基本法は、一般的な理念を定めるものであって、そこから直ちに国の給付義務や補償義務が導き出せるわけではないのではないか。
- 犯罪以外を原因として被害を受けるなどして公的救済を必要としている方がいる中で、犯罪被害について実体法上の補償が得られる理由を整理する必要があるのではないか。
- 立替払ということを考えたときに、立替払される債権と立替払されない債権の違いについて説明できるのか。なぜ特定の債権についてだけ立替払する責任に国があると言えるのか。
- 司法上の民事紛争の解決について、行政としてどこまで介入するのかという観点からの議論が必要ではないか。損害額については一意に決まるものではないところ、行政上の支給の根拠としてよいのか。
- 立替払という形をとるか否かにかかわらず、国が被害者に対して、被害者が有する民事上の損害賠償債権に係る金額を義務的に支払う制度とするのであれば、なぜそのような義務が国にあるのかという意味で、国の責任について考えなければならないのではないか。

2. 民事上の損害額を算定の基礎に置くことに関する議論

加害者の責任に関する議論

- 重大な加害行為であればあるほど、刑務所への収容期間が長くなり、民事上の損害賠償責任を果たす機会を国が奪っているという見方もできるのではないか。
- 加害者に一次的責任があるのは当然だが、現に損害賠償が支払われていないことから、国による救済が図られるべきではないか。
- 国が加害者に代わって損害を填補することで、加害者が自らの責任を自覚しないことにつながるのではないか。
- 加害者のモラルハザードを防ぐためにも、加害者にどのようにして損害賠償責任を果たさせるのかという観点からの議論も必要ではないか。求償はどの機関が行うのが適切なのか。
- 例えば反社会的集団による悪用など、給付の拡大により、制度の濫用など予期せぬ影響を生じることがないように、慎重な検討が必要ではないか。

財源に関する議論

- 被害の回復についてあるべき姿を示すことが重要であり、財源は別途考えればよいのではないか。
- 新たな財源を考えることで、今まで以上の給付水準や新たな制度の可能性を考えるということもできるのではないか。
- 新たな制度や給付水準の引上げを考えると、実際の制度運用を支える財源の議論は必要ではないか。
- 一般財源に基づく制度という枠組を変えずに、どこまでの給付額の引上げができるのか。原因者等の関係者が原資を負担している給付・補償の制度の給付水準を、一般財源を原資とする制度で超えることができるのか。

2. 民事上の損害額を算定の基礎に置くことに関する議論

算定基準や司法と行政の関係に関する議論

- 民事訴訟における損害賠償を基本とするべきであり、債務名義の取得を求めるべきではないか。裁判所も国の機関であり、行政が損害額決定手続に関与することなく、裁判所が決定した額を国が支払うこととすることとしてよいのではないか。
- 債務名義を得られない場合もあることを踏まえると、そのような場合に支給金額を決定する特別の機関が必要ではないか。仮給付制度を設けることも考えられるのではないか。
- 債務名義を得られない場合であっても、裁判で認められる損害賠償については一定の類型化がされており、算定はできるのではないか。
- 司法と行政の果たす役割の違いをどう考えるか。また、司法上の民事紛争の解決について、行政としてどこまで介入するのかという観点からの議論が必要ではないか。損害額については一意に決まるものではないところ、行政上の支給の根拠としてよいのか。
- 債務名義を得られる場合と得られない場合があるが、同一の制度趣旨の下での支給となるのか。
- 債務名義を前提とすると、支給に時間がかかりすぎないか。困っている方に対する支援という目的があるのであれば、裁判手続によらず、迅速に定額的な給付をするという選択肢もあるのではないか。